

基幹相談支援センター設置に係る課題等について（運営会議時における意見）

項目	意見
<p><b>設置場所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託相談支援事業所併設 4件</li> <li>・市役所等公共施設内 3件</li> <li>※いわき市内に2か所 1件</li> </ul>	<p>○市内の相談支援事業所に併設するのがよいのではないか。</p> <p>○市町村庁舎など、公共施設内。</p> <p>○いわき市は、広域なので北と南(平と小名浜か泉)に2か所あると良い。</p> <p>○公共性の高い市役所内に設置が望ましい。</p> <p>○連携が図りやすいことから、相談支援事業所への併設が適当。</p> <p>○市内の相談支援事業に併設するのが良い。</p> <p>○地域の相談拠点という役割から、アクセス面や誰もが分かりやすい場所で、相談を行うための環境整備が必要。いわき市社会福祉センター内(福祉関係の事業所が多く入っているため横の連携が取りやすい)に設置する。</p> <p>○現在の委託相談支援事業所の中から一事業所に委託し、同事業所内に専門職の配置及び環境を整備する。</p>
<p><b>設置方法（直営・委託）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営 1件</li> <li>・委託 5件</li> </ul>	<p>○相談支援事業の実情を把握している相談支援事業所に委託をするのがよいのではないか。その際、基幹相談の業務について行政と常に連携をし、細部について話し合う場を設けることが必要ではないか。</p> <p>○委託：中立・公平を担保するために、一法人へ委託ではなく、NPO 法人を立ち上げ包括支援センターのような機能が良いのではないか。</p> <p>○直営型が公平性の観点から望ましい。</p> <p>○相談支援事業所への併設ということから、委託での設置が適当。</p> <p>○市では、昨年、権利擁護・成年後見センターが設置され、総合相談、専門的支援、成年後見制度支援、虐待対応支援、困難事例・多問題複合ニーズケース支援等に取り組んでいる。基幹相談支援センターの業務と重なる部分が多く、県内の他市町村に既に設置されている基幹相談支援センターの状況とは異なる。今後、権利擁護・成年後見センターが委託され</p>

	<p>ると仮定した場合、基幹相談支援センターの機能も含めたセンターとすることで、よりワンストップ的な機能が持てるのではないか。</p> <p>○現在の委託相談支援事業所の中から一事業所に委託し、専門職を配置することでスーパービジョンが行えるようにする。</p>
<p>業務内容</p>	<p>○市内の相談支援の強化、相談員のスキルアップ・質を担保するため、相談支援事業所向けの研修会を効果的に行う必要があるのではないか。</p> <p>○業務内容を具体化・明確化し、相談支援事業所との業務内容をしっかりと分離する仕組み作りが必要ではないか。</p> <p>○相談支援事業所間で、問題解決に向け協議する場・情報の共有を行う場を設けることも必要ではないか。</p> <p>○権利擁護、虐待防止については、権利擁護センターに依頼。</p> <p>○総合的、専門的な相談支援→困難ケースや発達、高次脳、重心などの専門的な相談、相談支援事業所へのスーパーバイズ、地域の把握含める。</p> <p>○地域の相談支援体制の強化の取組（点検、評価）→各事業所が同じような相談支援を提供できるような質の担保を図る。スキルアップ研修等の企画、開催。サービス等利用計画の点検、評価。</p> <p>○地域移行・定着→地域の現状把握をし、進んでいくように事業所や病院等への働きかけをしていく。</p> <p>○地域自立支援協議会の運営等委託。</p> <p>○基幹の立ち上げにより、委託の契約先も含む見直しが必要。地域で相談を受けられるよう7か所あるが、7か所の必要性があるか、基幹と委託との役割分担も明確にする必要がある。</p> <p>○自立支援協議会の運営について、現在は障がい福祉課及びそよ風ネットが担っているが、基幹型相談支援センターも運営を担うことについて。</p> <p>○現在の計画相談検討会の実施主体となる事。</p> <p>○市内の委託、計画相談支援事業所等へのスーパーバイズ。</p> <p>○困難事例などへの介入。</p>

<p>人員体制</p>	<p>○相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の専門職が専従で配置できるような体制を作る必要があるのではないか。</p> <p>○相談支援業務の負担を軽減するため、事務を担当する者を配置するのがよいのではないか。</p> <p>○一人配置ではフォローができないので、2 か所であれば4名（3名＋事務員1名）の配置が必要。</p> <p>○発達、高次脳、重心(難病)、触法などの専門性のある相談員の配置。→2年で専門性のある人を育てる必要がある。もしくは、現時点でいるのか。研修期間の必要性もあるか。現在より配置を考えた動きができるのか。その点についてはどのように考えていくか。</p> <p>○基幹の相談員は原則個別ケースを持たない。緊急ケースや他の相談支援事業所と動くので、個別ケースを持っているとその予定が先になり、動けない。また、地域を見渡すためにも余力がないと良いスーパービジョンはできない。緊急ケースなどは一緒に動きながら落ち着いたら委託や計画相談の事業所に移行する。</p> <p>○権利擁護に関する支援に対応するためにも法律的専門家の配置を行う必要がある(顧問契約等)。但し、権利擁護・成年後見センターでは既に弁護士・司法書士により相談を受けている。</p> <p>○発達障害の方への対応の必要性などから、保健師や心理士などの配置について必要。福祉職の要件については資格の限定だけでなく、相談支援専門員、相談支援業務の経験年数なども含める。</p>
<p>その他</p>	<p>○基幹・委託・計画の役割をきちんと果たしていくためには、人を事業ごとに分けていくことが必要。</p> <p>○各地域で同じような相談支援が提供できるように支えていく機関と考える。そのためには、基幹相談、委託相談、計画相談の人材育成が必要。</p> <p>○平成27年2月17日に二本松で開かれた、福島県基幹相談支援センター立ち上げ支援事業研修で課題等報告されていたので、その点については鑑みて検討をお願いしたい。</p> <p>○虐待、権利擁護等の棲み分けについては、高齢者</p>

含む複合的事例(多問題家族)等の対応もあるため、基本的に権利擁護センターでの対応が望ましいと思う。

※記載については、平成25年度障害者総合福祉推進事業【基幹相談支援センターの実態とあり方に関する調査研究】結果報告を参照した。

※資料として平成26年3月大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会が出された「市町村における相談支援の充実について」のP15、茨木市の相談支援体制を参照した。